地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、地方消費税法第１条第２項に規定する経費（社会保障４経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

令和６年度における社会保障施策経費への充当状況（当初予算）については、下記のとおりです。

（歳入）　・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　41,255　千円
（歳出）　・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　190,889　千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の主なもの】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（道）支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金充当分
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	180				180	94
	重度心身障害者医療給付費	8,200	3,500		1,200	3,500	1,823
	障害者自立支援給付費	151,453	98,040			53,413	27,817
	障害者自立支援医療給付費	9,682	5,025			4,657	2,425
	障害児入所給付費等負担金	6,946	1,875			5,071	2,641
	地域生活支援事業（日常生活用具）	1,800	494			1,306	680
	老人保護措置費	12,628			1,540	11,088	5,775
合計		190,889	108,934	0	2,740	79,215	41,255

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。